

# 岩手県における建設工事従事者の安全及び 健康の確保に関する計画

令和2年3月

# 目次

はじめに	～計画策定の趣旨～	1
第1	建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する現状と課題	3
1	建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備	4
2	一人親方等への対処の必要性	5
3	建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保	5
第2	建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策についての基本的な方針	7
1	適正な請負代金の額、工期等の設定	8
2	設計、施工等の各段階における措置	8
3	建設業者等及び建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する意識の向上	9
4	建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上	9
第3	建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、総合的かつ計画的に講ずべき 施策	11
1	建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等	12
(1)	安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等	12
(2)	建設工事従事者の安全及び健康の確保に配慮した工期の設定	13
2	責任体制の明確化	14
3	建設工事の現場における措置の統一的な実施	15
(1)	建設業者間の連携の促進	15
(2)	一人親方等の安全及び健康の確保	16
(3)	一人親方の特別加入制度への加入促進等の徹底	17
4	建設工事の現場の安全性の点検等	18
(1)	建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による自 主的な取組の促進	18

(2)	建設工事従事者の安全及び健康の確保に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した工法や資機材等の開発・普及の促進	19
5	建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する意識の啓発	20
(1)	建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進	20
(2)	建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進	21
<b>第4</b>	<b>建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</b>	<b>23</b>
1	建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上	24
(1)	社会保険等の加入の徹底	24
(2)	建設キャリアアップシステムの活用促進	25
(3)	「働き方改革」の推進	26
2	墜落・転落災害の防止対策の充実強化	27
3	計画の推進体制	28
4	施策の推進状況の点検と計画の見直し	28
<b>【参考】</b>	<b>建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律</b>	<b>29</b>



---

はじめに ～計画策定の趣旨～

---

## はじめに

### ～計画策定の趣旨～

一人親方等<sup>※</sup>を含む建設工事従事者における労働災害や処遇の問題等に鑑み、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって建設業の健全な発展に資することを目的とする「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する法律」（以下、「職人法」という。）が平成29年3月16日に施行された。

岩手県として職人法に基づく施策を推進するため、「いわて県民計画（2019～2028）」及び「いわて建設業振興中期プラン2019」を踏まえ、同法第9条に基づく都道府県計画として、「岩手県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画」を策定し、建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進するものである。

※ 一人親方とは、労働者を使用しないで土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、修理、解体等の事業を行うことを常態とする方のこと。

一人親方等とは、これに加えて自営業主、家族従事者のこと。

どちらも労働基準法及び労働安全衛生法における労働者には当たらない。

---

第 1 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する現状  
と課題

---

## 1 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備

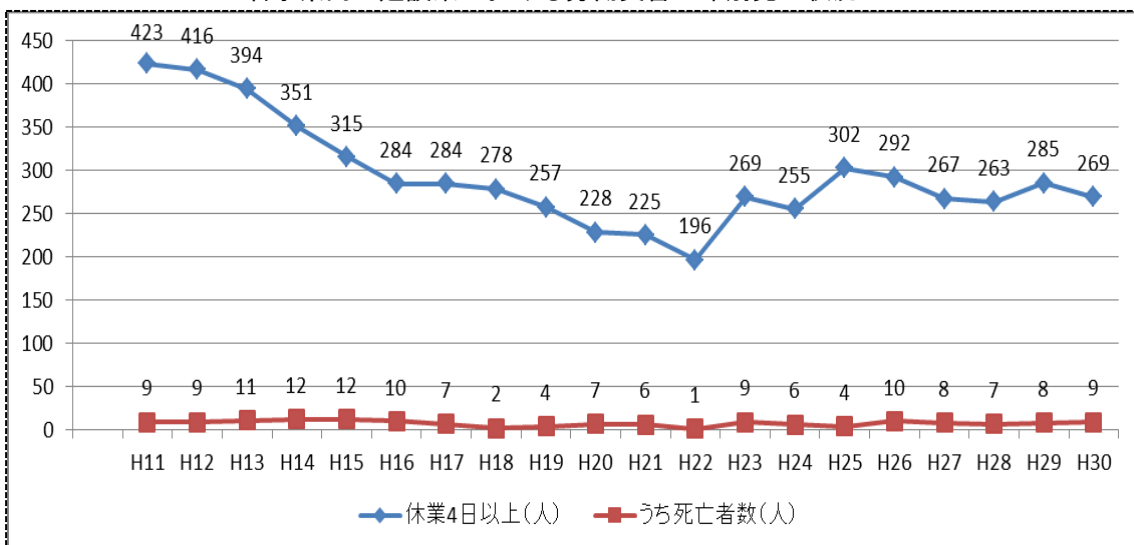
全国の建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にある。労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び同法に基づく関係政省令は幾度となく改正され、危害防止基準等が年々充実強化されるとともに、建設業者等による長年にわたる自主的な労働災害防止活動が相まって、昭和47年には2,400人にも上っていた建設業における労働災害による死亡者数は、平成30年には309人まで減少した。

しかしながら、いわゆる一人親方や自営業主・家族従事者（以下「一人親方等」という。）を含めた建設工事従事者全体では、墜落災害をはじめとする建設工事の現場での災害により、年間約400人もの尊い命が亡くなっていることを重く受け止め、建設業における災害の撲滅に向けて一層の実効性のある取組を推進する必要がある。

また、岩手県における建設業の労働災害発生状況（休業4日以上）は平成22年度までは減少傾向にあったが、東日本大震災津波発災後の工事量の増加に伴いやや増加し平成30年には269人（うち死亡者9人）となっている。

建設工事従事者の安全及び健康の確保については、公共工事のみならず全ての建設工事について、労働安全衛生法令に基づく最低基準の遵守徹底に加え、さらに建設業者等による取組を促進していくこと等が重要であるが、その前提として、請負契約において適正な請負代金や工期等が定められること、建設工事従事者の処遇の改善や地位の向上が図られること等が強く求められている。

岩手県内の建設業における労働災害の年別発生状況



(岩手労働局が公表している労働災害発生状況を基に作成)



## 2 一人親方等への対処の必要性

一人親方等は、建設工場の現場では、他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事しているにもかかわらず、労働安全衛生法上の労働者には当たらないことから、同法の直接の保護対象には当たらないため、一人親方等の業務中の災害の全体数は把握されていない。

一人親方等の業務中の災害については、岩手県内の約6,900人（平成29年度就業構造基本調査より）の一人親方等のうち、平成30年には22人が業務中に被災したことを岩手労働局にて確認している。

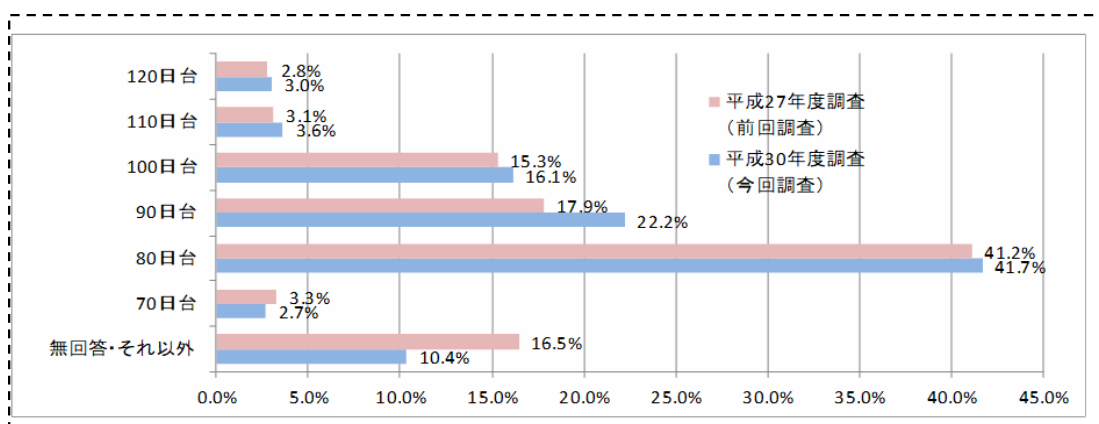
その業務の実情、災害の発生状況等からみて、技能を持った建設工場の担い手である一人親方等の安全及び健康の確保について、特段の対応が必要である。

## 3 建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保

建設業においては、近年技能労働者の賃金水準は上昇傾向にあるものの、未だ他産業の労働者と比べて低い水準にある。また、他産業では一般的となっている週休2日の確保が十分ではなく、総労働時間が長くなっている。

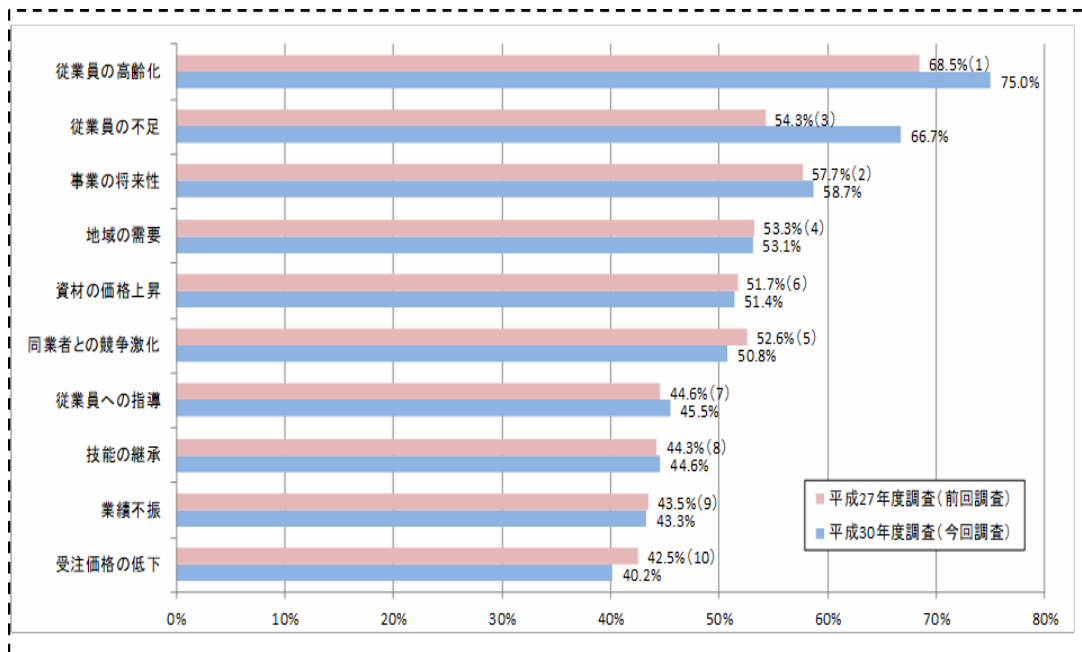
建設工事従事者の高齢化が進行している中、建設業を魅力的な仕事とし、処遇の改善や技能・技術の振興を含めた地位の向上を図りつつ、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務である。

建設企業の年間休日日数



(いわて建設業振興中期プラン2019から引用)

### 直面する課題（上位 10 項目）



(いわて建設業振興中期プラン2019から引用)

---

## 第2 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策についての方針

---

## 1 適正な請負代金の額、工期等の設定

建設業の請負契約において、仮に不当に低い請負代金や不当に短い工期で締結されれば、受注者に工事の施工方法、工程等について技術的に無理な手段等を強いることになり、適正な施工が確保されず、労働災害や公衆災害等の発生につながる恐れがある。

そのため、請負代金については、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映し、建設工事従事者の安全及び健康に関する経費を適切に確保する必要がある。

労働安全衛生法は、建設工事の現場において、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて、労働災害防止対策を講ずることを義務づけている。したがって、当該対策に要する経費は、元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものである。

また、工期については、工事の性格、地域の実情、自然条件等による不稼働日等を踏まえ、週休2日の確保等をした上で、工事を施工するための日数を適切に設定することが必要である。特に、年度末にかかる工事を変更する際には、年度内完了に固執することなく、必要な日数を見込む等、工事施工に必要な日数を確保することが必要である。

## 2 設計、施工等の各段階における措置

建設工事は、屋外で施工されることが多いため、気候、地形、地質等の自然条件に大きく左右されるほか、騒音、振動等に対する社会的条件の配慮から、工事現場ごとに施工方法が異なる。

そのため、設計段階においても、建設工事の現場の施工条件を十分に調査した上で、建設工事従事者の安全及び健康の確保に配慮した施工方法等を検討することが重要である。

また、施工段階においては、元請負人の統括安全衛生管理のもと、関係請負人がそれぞれの役割分担により漏れなく安全措置を講ずる必要がある。その際、労働安全衛生法令に基づく最低基準の措置だけでなく、建設工事の現場における危険性・有害性を評価（リスクアセスメント）して、当該リスクを低減し、安全及び健康を確保するための措置を、自主的に講ずることが重要である。

### 3 建設業者等及び建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する意識の向上

元請負人及び下請負人の安全及び健康の確保に関する意識が低い場合、例えば一人の建設工事従事者が不安全な状態にあったとしても、請負代金や工期の制約、現場作業の多忙等から、それが看過され、適切な作業手順を踏まないといった不安全行動を誘発するおそれがある。

近年では、過去に比べれば相対的に建設工事の現場における労働災害が減少していることによって、作業に潜む危険に対する感受性が低下していることを指摘する声もある。

したがって、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する建設業者等及び建設工事従事者の意識を高める教育の実施や、建設業界全体として「安全文化」、すなわち、建設業者等及び建設工事従事者が安全及び健康の確保を最優先にする気風や気質をさらに醸成していくための取組を促進していくことが必要である。

### 4 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

建設工事従事者の安全及び健康の確保については、労働安全衛生法令に基づく最低基準の遵守徹底に加え、建設業者等による建設工事の現場の状況に即した取組を促進していくこと等が重要であるが、その前提として、課題を解決するため所要の環境整備を進め、適切な賃金水準の確保、社会保険の加入徹底、休日の確保や長時間労働の是正等の働き方改革の推進等の処遇の改善や地位の向上が図られること等が必要である。



---

第3 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、総合的  
かつ計画的に講ずべき施策

---

## 1 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等

### (1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等

建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の請負契約において適正な請負代金の額が定められ、これが確実に履行されることが重要である。一方、安全衛生経費については、建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なるため、関係行政機関等が協力し、その実態を把握するとともに、それを踏まえ、適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるような実効性のある施策を検討し、実施する。加えて、労働安全衛生法は、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて労働災害防止対策を講ずることを義務づけていることから、安全衛生経費は、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるため、立入検査等を通じ法令遵守の徹底を図る。

上記の施策に基づき、各関係機関による具体的な取組を以下に掲げる。  
(以降各節とも同様に記載)

#### 【具体的な取組】

##### [岩手県]

- 低入札価格調査制度等の適切な運用によるダンピング受注の排除
- 下請契約に係る相談窓口の開設等による助言・指導を行う体制の充実
- 最新の積算基準、労務単価、資材単価を予定価格に反映
- 現場の実態に即した施行条件を踏まえた積算と条件明示の徹底

##### [岩手労働局]

- 安全衛生経費の適正な積算による工事発注の重要性の周知

##### [業界団体]

- 社会保険の資格の取得に係る届出等の徹底
- 適正な請負代金額による下請契約の締結及び支払いの徹底



## (2) 建設工事従事者の安全及び健康の確保に配慮した工期の設定

建設工事従事者の健康保持、災害防止等の観点から、週休2日の実現や労働時間の削減に向け、請負契約において、休日等の日数を確保するなど適切な工期が定められるとともに、やむを得ない事由により工期内に工事が終わらない見込みの場合は適切な工期延長が行われる等の環境を整備する。

また、一時期に工事が過度に集中することを避けるため、債務負担行為や繰越制度の積極的な活用等により施工時期を平準化する等、計画的な発注を実施する。

### 【具体的な取組】

#### [岩手県]

- 適切な工期設定及び工期延長の実施
- 工事現場の週休2日の拡大
- 施工時期の平準化
- 発注見通しの公表

#### [岩手労働局]

- 適正な工期設定の要請

#### [業界団体]

- 工事現場の週休2日の拡大
- 下請契約における適切な工期設定

## 2 責任体制の明確化

建設工事の適正な施工を行うためには、元請負人、下請負人それぞれが請負契約の内容に基づき、求められる役割を適切に果たすことが必要である。このため、立入検査等を通じ、一括下請負の禁止、技術者の専任配置、元請負人と下請負人との間の対等な関係に基づく適正な契約締結等に関して、法令遵守の徹底を図る。

また、下請契約において、各建設業者が自らの役割に応じた適切な安全衛生対策を講ずるよう、中小の建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた教育等の支援を行う。

### 【具体的な取組】

#### [岩手県]

- 下請調書等による現場確認
- 施工体制に関する全国一斉点検の実施
- 下請取引実態調査の実施
- 建設業法令遵守等講習会の開催

#### [岩手労働局]

- 安全衛生についてパンフレット、ホームページ等による啓発の推進
- 安全衛生に関する教育研修等の事業者支援
- 専門工事業者団体等を対象とした安全衛生活動に関する指導への協力
- 建設業法令遵守等講習会での情報提供

#### [業界団体]

- 見積における労働災害防止対策の経費の計上
- 建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育や安全衛生巡回指導等の実施
- 専門工事業者団体等を対象とした安全衛生活動に関する指導、意識啓発
- 建設業法令遵守等講習会への参加

### 3 建設工事の現場における措置の統一的な実施

#### (1) 建設業者間の連携の促進

作業間の連絡調整、下請負人への指導・安全衛生教育への支援、現場内の設備・機械等の安全確保や職業性疾病の防止等、労働安全衛生法に基づく元請負人による統括安全衛生管理の徹底を図る。

#### 【具体的な取組】

##### [岩手県]

- 関係機関・団体等と連携した合同安全パトロールの実施
- 工事における定期安全研修・訓練等の確認

##### [岩手労働局]

- 関係機関・団体等と連携した合同安全パトロールの実施
- 安全衛生についてパンフレット、ホームページ等による啓発の推進
- 建設現場における統括安全衛生管理に係る指導等の実施

##### [業界団体]

- 関係機関・団体等と連携した合同安全パトロールの実施
- 定期安全研修・訓練等の実施
- 安全衛生協議会の設置運営

## (2) 一人親方等の安全及び健康の確保

一人親方等の安全及び健康の確保を促進するためには、労働者だけでなく一人親方等を含めて建設現場における措置を統一的に実施することが必要である。このため、一人親方等が業務中に被災した災害を的確に把握するとともに、労働災害との比較等により、一人親方等の災害の特徴を分析し、災害防止対策の基礎資料として活用する。

また、一人親方等に関しては労働安全衛生法の直接の保護対象には当たらないため、一人親方等に仕事を注文する立場の建設業者による一人親方等の安全及び健康への配慮を促進するとともに、一人親方等に対してその業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生に関する知識習得等がなされるよう、関係講習会等への参加を幅広く呼び掛けていく。

### 【具体的な取組】

#### [岩手県]

- 一人親方等が被災した場合の労働基準監督署への情報提供
- 工事現場の週休2日の拡大（再掲）

#### [岩手労働局]

- 一人親方等の災害の把握
- 関係団体等が開催する安全衛生教育等への一人親方等の参加の働きかけ

#### [業界団体]

- 一人親方等が被災した場合の労働基準監督署への情報提供
- 一人親方等を対象とした安全衛生教育等の実施
- 工事現場の週休2日の拡大（再掲）

### (3) 一人親方の特別加入制度への加入促進等の徹底

一人親方については、労働法制上の保護の対象となる労働者ではないため、本来の労災保険の対象とならないことから、労災保険への加入を希望する場合、特別加入者として任意加入する必要がある。

現場において労働者としての実態がある者については、労働者として扱うよう改めて周知・指導を行うとともに、一人親方の安全及び健康の確保とあわせて、関係行政機関等が連携し、元請負人等を通じて一人親方で特別加入していない者に対し労災保険の特別加入制度への加入を積極的に促進する。

#### 【具体的な取組】

##### [岩手県]

- 労災保険の特別加入制度の元請負人等への周知

##### [岩手労働局]

- 労災保険の特別加入制度についてリーフレット配布等による周知

##### [業界団体]

- 労災保険の特別加入制度についてホームページ等による周知
- 元請負人等による労災保険の特別加入制度への加入の積極的な呼びかけ

#### 4 建設工事の現場の安全性の点検等

##### (1) 建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による自主的な取組の促進

建設工事の現場の安全衛生水準を高めていくためには、労働安全衛生法に基づく法定の措置を講ずるだけでなく、建設業者がリスクアセスメントを実施し、さらには自社の安全衛生に関する対策について計画・実行・評価・改善する仕組み（マネジメントシステム）を構築することが重要である。このため、リスクアセスメント等の基礎情報となる災害事例の分析の充実や、建設業者及び関係団体による安全衛生活動の取組を通じ、建設業者の活動に対する支援を効果的に実施するとともに、建設工事の完了時等における建設業者の安全衛生管理を評価する取組、安全性の点検等に関する建設業者や関係団体の自主的な研修会、講習会等の取組を一層促進する。

さらに、建設工事の現場における安全性の点検・パトロール等の自主的な取組を一層活発にするため、点検・パトロールを行う者の能力向上や労働安全・衛生コンサルタント等十分な知識経験を有する者の活用、元請負人と下請負人との立場の違いを超えた連携等を促進する。

なお、これらの取組に当たっては、建設工事の現場における安全衛生対策を強化していくことについて、一般の関心と理解を深めていくことも必要であり、安全衛生対策やその効果等を分かりやすく「見える化」することが重要である。

##### 【具体的な取組】

###### 【岩手県】

- 工事成績評価における安全衛生管理の評価
- 関係機関・団体等と連携した合同安全パトロールの実施（再掲）

###### 【岩手労働局】

- 労働災害事例についてホームページでの周知
- 労災かくしの防止に向けた周知啓発
- 建設現場における統括安全衛生管理に係る指導等の実施（再掲）
- 関係機関・団体等と連携した合同安全パトロールの実施（再掲）
- 安全衛生に関する教育研修等の事業者支援（再掲）
- 専門工事業者団体等を対象とした安全衛生活動に関する指導への協力（再掲）

###### 【業界団体】

- 関係機関・団体等と連携した合同安全パトロールの実施（再掲）
- 建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育や安全衛生巡回指導等の実施（再掲）
- 専門工事業者団体等を対象とした安全衛生活動に関する指導、意識啓発（再掲）

(2) 建設工事従事者の安全及び健康の確保に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した工法や資機材等の開発・普及の促進

建設工事従事者の安全及び健康の確保に配慮した建築物等の設計の普及を推進するため、施工の安全性に配慮した設計に係る先行事例の収集・普及を促進する。

また、ICT建機やUAVを活用することで重機回りの丁張り作業や法面測量など危険を伴う作業等を減少させるi-Constructionを推進するとともに、生産性向上にも配慮した安全な工法等の普及を推進する。

さらに、各種ガイドラインを踏まえた安全な施工の普及を図るとともに、公共工事のみならず民間工事にも活用できる「公共工事等における新技術活用システム(NETIS)」による新技術の効果的な活用を促進する。

このほか、建設工事従事者の高齢化が進行していることを踏まえ、高齢者に配慮した作業方法や熱中症対策など作業環境の改善を図る。

**【具体的な取組】**

**[岩手県]**

- ICT活用工事の推進と講習会等の実施
- 新技術・新工法の研究・開発に取り組む企業の支援

**[岩手労働局]**

- 熱中症対策など作業環境改善の各種ガイドラインについてのリーフレット・ホームページによる紹介

**[業界団体]**

- ICT活用工事の実施
- 新技術・新工法の開発・活用

## 5 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する意識の啓発

### (1) 建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進

労働安全衛生法で定められた法定の教育の実施とともに、安全衛生管理の能力向上教育など建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた教育を促進する。また、災害の多くが中小規模の建設工事の現場で発生していること等を踏まえ、中小の建設業者が建設工事従事者に対して行う、不安全行動の防止や安全衛生管理に係る教育への支援を行う。

#### 【具体的な取組】

##### [岩手県]

- 工事成績評価における安全衛生管理の評価（再掲）
- 関係機関・団体等と連携した合同安全パトロールの実施（再掲）
- 工事における定期安全研修・訓練等の確認（再掲）

##### [岩手労働局]

- 労災かくしの防止に向けた周知啓発（再掲）
- 労働災害事例についてホームページでの周知（再掲）
- 関係機関・団体等と連携した合同安全パトロールの実施（再掲）
- 安全衛生に関する教育研修等の事業者支援（再掲）
- 専門工事業者団体等を対象とした安全衛生活動に関する指導への協力（再掲）

##### [業界団体]

- 関係機関・団体等と連携した合同安全パトロールの実施（再掲）
- 定期安全研修・訓練等の実施（再掲）
- 建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育や安全衛生巡回指導等の実施（再掲）
- 専門工事業者団体等を対象とした安全衛生活動に関する指導、意識啓発（再掲）



## (2) 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進

建設業者等や建設工事従事者が安全及び健康の確保に関して高い意識を持ち、建設工事の現場の安全を高めるための自主的な取組を促進する必要がある。このため、各建設工事の現場に関し建設業者等が実施している、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する意識啓発に係る創意工夫事例をはじめとした建設業者等の安全衛生活動の取組や災害対応事例について積極的に情報発信し、建設業界全体での情報の共有と取組の拡大を図る。

また、建設工事の現場において、安全衛生水準の向上等について顕著な実績をあげた建設工事従事者や、建設業者、関係団体等を表彰すること等を通じて、関係者の意識を高め、もって安全衛生水準をさらに高めていくとともに、建設工事従事者の技能者としての地位の向上にも繋げる。

あわせて、各建設工事の現場において、建設工事従事者のメンタルヘルス対策や熱中症対策等、心身の健康を確保するための自主的な取組を促進するとともに、建設工事従事者が利活用できる健康相談窓口について、現場レベルでの周知と活用促進を図る。

### 【具体的な取組】

#### 【岩手県】

- 「東北地方工事安全施工推進大会」での表彰と事例発表の実施
- 「東北地方工事安全施工推進大会優良企業（現場代理人）表彰」の受賞実績による総合評価落札方式での加点評価
- 「いわて健康経営事業所認定」、「いわて健康経営アワード」による企業の取組の促進

#### 【岩手労働局】

- 過重労働による健康障害防止のための総合対策の周知
- メンタルヘルス等に係る研修の開催や相談窓口の周知と活用促進
- 業界団体と連携した建設現場におけるメンタルヘルス対策の実施
- 労働災害事例についてホームページでの周知（再掲）

#### 【業界団体】

- メンタルヘルス対策や熱中症対策等に係る講習会等の実施
- 国保組合（中央建設国民健康保険等）の相談窓口の周知及び健康診断の受診促進



---

第4 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策  
を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

---

## 1 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

### (1) 社会保険等の加入の徹底

社会保険等の加入については、労働者の処遇の改善と、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築のため、平成24年度より、建設業許可更新時の加入の確認及び指導、公共工事における未加入業者の排除等の対策、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の制定等、官民挙げて総合的な対策を進めてきた結果、加入率は着実に上昇してきている。

一方で、未だ未加入の建設業者及び建設工事従事者も存在し、十分な法定福利費が確保できていないとの声もあるため、官民の関係者から構成される協議会を通じ、引き続き、法定福利費を内訳明示した見積書の活用等による法定福利費の適切な確保及び建設業者及び建設工事従事者の社会保険等の加入の徹底について実効性のある対策を推進する。

また、契約の形態が一人親方との請負契約であっても、実態として労働者に該当する場合には、社会保険等の加入の必要や労働基準関係法令が適用されることについて、建設業者等及び建設工事従事者に対し周知を徹底する。

上記の事項に基づき、各関係機関による具体的な取組を以下に掲げる。

(以降各節とも同様に記載)

#### 【具体的な取組】

##### 【岩手県】

- 請負代金内訳書に法定福利費を内訳明示する取組の推進
- 入札参加資格における社会保険等の加入義務付け、未加入業者に対する指導
- 社会保険等の加入について、県ホームページによる周知、啓発
- 低入札価格調査制度等の適切な運用によるダンピング受注の排除（再掲）

##### 【岩手労働局】

- 社会保険等の加入について、パンフレット、ホームページ等による周知、啓発

##### 【業界団体】

- 法定福利費を内訳明示した見積書の活用徹底
- 国保組合（中央建設国民健康保険等）への加入促進
- 社会保険の資格の取得に係る届出等の徹底（再掲）
- 適正な請負代金額による下請契約の締結及び支払いの徹底（再掲）

## (2) 建設キャリアアップシステムの活用促進

建設工事従事者の資格やその就業実績等を業界統一のルールにより蓄積することにより、建設工事従事者がそれぞれの経験と技能に応じた育成と処遇が受けられるよう建設キャリアアップシステムの活用を促進する。

### 【具体的な取組】

#### [岩手県]

- 建設キャリアアップシステムの活用の促進

#### [業界団体]

- 建設キャリアアップシステムの導入
- 建設キャリアアップシステムの申請受付窓口設置、会員や組合員等への周知等

### (3) 「働き方改革」の推進

総労働時間が長く、休みが取れないことや、賃金が高産業の労働者と比べて低い水準にあることが、建設業における若者の入職に当たっての障害・離職理由となっている。このため、平成29年3月に働き方改革実現会議で決定された働き方改革実行計画を踏まえ、適正な工期設定、週休2日の推進等の休日確保、適切な賃金水準の確保等、公共工事のみならず全ての建設工事について、建設業における働き方改革を進める。

また、過重な仕事やストレスは、メンタルヘルスの不調等心身の健康上の問題の観点からも改善する必要があるため、メンタルヘルスケアの充実等の取組を推進する。

#### 【具体的な取組】

##### [岩手県]

- 働き方改革に取り組んでいる企業についてホームページで紹介
- 「いわて働き方改革アワード」での働き方改革の優良事例の表彰、周知
- 適切な工期設定及び工期延長の実施（再掲）
- 工事現場の週休2日の拡大（再掲）
- 施工時期の平準化（再掲）
- 最新の積算基準、労務単価、資材単価を予定価格に反映（再掲）

##### [岩手労働局]

- 働き方改革関連法の施行による改正労働基準法、労働安全衛生法等の周知、啓発
- 適正な工期設定の要請（再掲）
- メンタルヘルス等に係る研修の開催や相談窓口の周知と活用推進（再掲）
- 業界団体と連携した建設現場におけるメンタルヘルス対策の実施（再掲）
- 安全衛生経費の適正な積算による工事発注の要請（再掲）
- 過重労働による健康障害防止のための総合対策の周知（再掲）

##### [業界団体]

- 働き方改革関連法の施行による取組の推進
- 工事現場の週休2日の拡大（再掲）
- 下請契約における適切な工期設定（再掲）
- メンタルヘルス対策に係る講習会等の実施（再掲）

## 2 墜落・転落災害の防止対策の充実強化

建設業の労働災害の型別では、県内及び全国的に見ても、屋根・梁等、足場、建築物・構築物等からの墜落・転落災害が最も多い状況である。平成30年には、県内の労働災害発生件数全体の約3割を占める74件の墜落・転落災害が発生している。

このため墜落・転落災害のさらなる減少に向けて、労働安全衛生規則に基づく措置の遵守徹底を図るとともに、厚生労働省が公表している「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に示されている「より安全な措置」等の一層の普及を図る。

公共工事のみならず全ての建設工事について建設工事従事者の安全及び健康の確保を図ることが等しく重要であることに鑑み、墜落・転落災害の発生状況や関連する施策の実績等を踏まえつつ、墜落・転落災害防止対策の充実強化について、実効性のある対策を講ずる。

### 【具体的な取組】

#### [岩手県]

- 墜落制止用器具の適切な使用による安全対策の推進

#### (岩手労働局)

- 墜落・転落災害防止に係る法令の周知徹底
- 墜落制止用器具の適切な使用による安全対策の推進
- 墜落制止用器具への買替の支援

#### (業界団体)

- 墜落制止用器具への買替の実施
- 墜落制止用器具の作業教育の実施

### 3 計画の推進体制

建設工事従事者の安全及び健康の確保については、厚生労働省、国土交通省その他の関係行政機関からなる建設工事従事者安全健康確保推進会議の動向を注視するとともに、本計画に関わる関係者が連携・協力しながら各施策を計画的かつ効果的に推進する。

また、県内市町村に対しても、発注者協議会等を通じて本計画及び各施策等を周知し、全県的な取組を促していく。

### 4 施策の推進状況の点検と計画の見直し

本計画に定める施策等に基づく具体的な取組の進捗状況について点検するとともに、「いわて建設業振興中期プラン2019」や国の基本的な計画の見直し等の動向を踏まえた上で、本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、速やかにこれを変更する。



◎建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条－第七条）

第二章 基本計画等（第八条・第九条）

第三章 基本的施策（第十条－第十四条）

第四章 建設工事従事者安全健康確保推進会議（第十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民の日常生活及び社会生活において建設業の果たす役割の重要性、建設業における重大な労働災害の発生状況等を踏まえ、公共工事のみならず全ての建設工事について建設工事従事者の安全及び健康の確保を図ることが等しく重要であることに鑑み、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、基本理念を定め、並びに国、都道府県及び建設業者等の責務を明らかにするとともに、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の基本となる事項を定めること等により、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって建設業の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「建設工事」とは、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項に規定する建設工事をいう。

2 この法律において「建設工事従事者」とは、建設工事に従事する者をいう。

3 この法律において「建設業者」とは、建設業法第二条第三項に規定する建設業者をいう。

4 この法律において「建設業者等」とは、建設業者及び建設業法第二十七条の三十七に規定する建設業者団体をいう。

（基本理念）

第三条 建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の請負契約において適正な請負代金の額、工期等が定められることにより、行われなければならない。

2 建設工事従事者の安全及び健康の確保は、このために必要な措置が建築物等の設計、建設工事の施工等の各段階において適切に講ぜられることにより、行われなければならない。

3 建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事従事者の安全及び健康に関する建設業者等及び建設工事従事者の意識を高めることにより、安全で衛生的な作業の遂行が図られることを旨として、行われなければならない。

4 建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上が図られることを旨として、行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条及び第六条において「基本理念」という。）にのっとり、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(都道府県の責務)

第五条 都道府県は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、当該都道府県の区域の実情に応じた建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(建設業者等の責務)

第六条 建設業者等は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、建設工事従事者の安全及び健康の確保のために必要な措置を講ずるとともに、国又は都道府県が実施する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策に協力する責務を有する。

(法制上の措置等)

第七条 政府は、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第二章 基本計画等

(基本計画)

第八条 政府は、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画（以下この条及び次条第一項において「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策についての基本的な方針
- 二 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総

合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、前項の規定により基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 5 政府は、第一項の規定により基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 政府は、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する状況の変化を勘案し、並びに建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(都道府県計画)

第九条 都道府県は、基本計画を勘案して、当該都道府県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画（次項において「都道府県計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 2 都道府県は、都道府県計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第三章 基本的施策

(建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等)

第十条 国及び都道府県は、建設工事の請負契約において建設工事従事者の安全及び健康に十分配慮された請負代金の額、工期等が定められ、これが確実に履行されるよう、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費（建設工事従事者に係る労働者災害補償保険の保険料を含む。）の適切かつ明確な積算、明示及び支払の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(責任体制の明確化)

第十一条 国及び都道府県は、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する責任体制の明確化に資するよう、建設工事に係る下請関係の適正化の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(建設工事の現場における措置の統一的な実施)

第十二条 国及び都道府県は、建設工事の現場において、建設工事従事者の安全及び健康の

確保に関する措置が統一的に講ぜられるよう、建設業者の間の連携の促進、当該現場における作業を行う全ての建設工事従事者に係る労働者災害補償保険の保険関係の状況の把握の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(建設工事の現場の安全性の点検等)

第十三条 国及び都道府県は、建設工事従事者の安全及び健康の確保を図るため、建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に係る建設業者等による自主的な取組を促進するものとする。

2 国及び都道府県は、建設工事従事者の安全及び健康の確保を図るため、建設工事従事者の安全及び健康に配慮した建築物等の設計の普及並びに建設工事の安全な実施に資するとともに省力化及び生産性の向上にも配慮した材料、資機材及び施工方法の開発及び普及を促進するものとする。

(建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発)

第十四条 国及び都道府県は、建設工事従事者の安全及び健康に関する建設業者等及び建設工事従事者の意識の啓発を図るため、建設業者による建設工事従事者の従事する業務に関する安全又は衛生のための教育の適切な実施の促進、建設業者等による建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四章 建設工事従事者安全健康確保推進会議

第十五条 政府は、厚生労働省、国土交通省その他の関係行政機関（次項において「関係行政機関」という。）相互の調整を行うことにより、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進を図るため、建設工事従事者安全健康確保推進会議を設けるものとする。

2 関係行政機関は、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し専門的知識を有する者によって構成する建設工事従事者安全健康確保推進専門家会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

#### 附 則

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(厚生労働・国土交通・内閣総理大臣署名)